六　ファイアウォール　ネットワークにおいてシステムへの不正侵入を防御する電子計算機をいう。

七　プログラム　電子計算機を機能させてシステムを作動させるための命令を組み合せたものをいう。

八　ファイル　磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）に記録されているデータ及びプログラムをいう。

九　ドキュメント　本システムの設計、プログラム作成及び運用に関する記録及び文書をいう。

十　電子計算機室　連携サーバを設置する室をいう。

十一　磁気ディスク等保管室　連携サーバの運用に係る磁気ディスク及びドキュメントを保管する室をいう。

十二　重要機能室　連携サーバの運用に係る電子計算機室、磁気ディスク等保管室、受電設備、定電圧・定周波電源装置等の設備を設置する室並びに電子計算機室及び磁気ディスク等保管室の空気調和をする空気調和機及びその付属設備を設置する室をいう。

第三　体制、規程等の整備

一　体制の整備

1　責任体制等の確立

法務大臣及び市町村長は、本システムのセキュリティ（正確性、機密性及び継続性の維持をいう。以下同じ。）を確保するため、本システムの企画、開発及び運用に関する責任体制及び連絡体制を明確にすること。また、防災組織及び防犯組織を整備し、通常時及び非常時の責任体制の確立を図ること。

2　セキュリティ対策に関する連絡調整

法務大臣は、本システムのセキュリティ対策に関し、市町村長と連絡調整を行う場の設置その他の適切な措置を講ずること。

3　緊急時連絡体制の整備

法務大臣は、本システムの運用に関し、異常な状態を早期に発見し、市町村長に連絡することができるよう体制の整備を図ること。

二　規程等の整備

法務大臣は、本システムの運用に関する規程を整備するとともに、本システムの設計書、操作手順書、緊急時における作業手順書等を整備すること。

三　人事、教育、研修等

1　要員管理

法務大臣及び市町村長は、本システムの運用に必要な職員の配置、交替等の人事管理を適切に行うこと。また、プログラムの作成及び本システムの操作の各事務は、同一の者が行うことのないように配慮すること。

2　教育及び研修

イ　法務大臣及び市町村長は、本システムを運用する職員に対して、本システムの操作及びセキュリティ対策についての教育及び研修を実施するために、教育及び研修に関する計画を策定し、その実施体制を確立すること。

ロ　法務大臣は、市町村長に対し、教育及び研修に関する技術的な協力を行うこと。

3　問い合わせ窓口の設置

法務大臣は、本システムを運用する市町村（特別区を含む。）職員を支援し、誤操作等の発生を防止するため、操作等に関する問い合わせ窓口を設置すること。

四　本システムの監査

1　外部監査の実施

法務大臣は、本システムの企画、開発及び運用の各段階におけるセキュリティ対策について外部監査を実施し、その結果に基づき本システムの改善に努めること。

2　監査の体制の確立

市町村長は、監査の体制を確立するとともに、法務大臣の実施する監査（1の外部監査を含む。）に必要な協力を行い、その結果に基づき本システムの運用の改善に努めること。

五　緊急時体制

1　作動停止時における事務処理体制

イ　法務大臣は、本システムの構成機器、関連設備又はソフトウェアの障害等により本システムの全部又は一部が作動停止した場合の行動計画、市町村長との連絡方法等について、市町村長と相互に密接な連携を図り定めること。

ロ　法務大臣は、実際に問題が発生した場合に適切な対応を図ることができるよう、市町村長と相互に密接な連携を図り、教育及び研修を行うこと。

2　データの漏えいのおそれがある場合の事務処理体制

イ　法務大臣は、データの漏えいのおそれがある場合の行動計画（本システムの全部又は一部を停止する基準の策定を含む。）、市町村長との連絡方法等について、市町村長と相互に密接な連携を図り定めること。

ロ　法務大臣は、実際に問題が発生した場合に適切な対応を図ることができるよう、市町村長と相互に密接な連携を図り、教育及び研修を行うこと。

第四　本システムの環境及び設備

一　建物及び重要機能室

1　建物等への侵入の防止等

イ　連携サーバを管理する建物及び重要機能室（以下「建物等」という。）は、国内に設置すること。

ロ　建物等の壁、窓、ドア等が容易に破壊されないよう必要な措置を講ずること。

ハ　建物等への侵入を検知するための措置を講ずること。

ニ　電力及び電気通信回線の切断等を防止するための措置を講ずること。

ホ　重要機能室の外に設置された関連設備に対する不当な接触の防止について、必要な措置を講ずること。

2　重要機能室等の配置及び構造

イ　重要機能室の配置及び構造については、セキュリティ対策及び保守が容易に行えるよう配慮すること。

ロ　重要機能室については、その表示を行わない等、できるだけ所在を明らかにしないようにすること。

ハ　重要機能室に、緊急事態発生の際の連絡設備を設ける等、連絡体制を整備すること。

ニ　電子計算機室は、他の部屋と区別して専用の部屋とすること。専用の部屋を確保できない場合は、電子計算機及び電気通信関係装置を厳重に固定すること。

ホ　磁気ディスク等保管室は、他の部屋と区別して専用の部屋とすること。専用の部屋を確保できない場合は、磁気ディスク及びドキュメントを専用保管庫により施錠保管すること。

ヘ　電子計算機室及び磁気ディスク等保管室の常時利用する出入口については、不特定多数の人が利用する場所を避け、限定すること等により、侵入の防止を容易に行えるよう配慮すること。

ト　情報連携端末及びＩＣカード取扱端末（以下「情報連携端末等」という。）については、事務室等において情報連携端末等をセキュリティワイヤー等を用いて適切に固定すること。